

# 熊本県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

※「社会保険等」＝健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

## 建設産業における課題

- 下請企業を中心に、医療・年金・雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利



- 関係者を挙げて、社会保険等未加入問題への対策を進めることで、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
  - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現する必要がある。

## 熊本県における主な取組み

★…2020年度以降に実施する新たな取組み

### 【建設業許可申請時の確認・指導】

- ・ 保険加入状況の確認(2012.11～)
- ・ 未加入業者に対する指導(2012.11～)
- ・ 未加入業者の保険担当部局への通報(2013.7～)

### 【経営事項審査における減点幅の拡大等】

- ・ 未加入業者に対する減点幅の拡大(2012.7～)
- ・ 減点措置の厳格化(ボトムスの撤廃)(2018.4～)

### 【周知・啓発等】

- ・ 熊本県建設業社会保険加入推進地域会議の開催(2018.11)

### 【法定福利費の確保】

- ・ 県発注工事の予定価格への反映(2012.7～)
- ・ 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出(2019.4～)
- ・ 予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表(2019.11～)

### 【県発注工事からの社会保険等未加入業者の排除】

- ・ 元請業者を社会保険等に加入する業者に限定(県内建設業者 2017.4～、県外建設業者 2018.4～)
- ・ 下請業者を社会保険等に加入する業者に限定(一次下請 2019.4～、★二次以下の下請 2020.4～)
- ★未加入業者を下請負人とした場合の元請に対するペナルティの実施(一次下請 2020.4～、二次以下の下請 2021.4～)

## 1 社会保険等の加入に必要な法定福利費の確保に向けた取組み

社会保険等への加入を一層推進していくためには、加入に必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であり、元請業者と下請業者において法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、熊本県発注の建設工事において、次の取組みを実施しています。

### ① 2019年4月1日から ⇒ 法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出が必要

受注者(元請)は、契約締結後14日以内に社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者(工事監督職員)に提出してください。

ただし、入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、その工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱いますので、請負代金内訳書の提出は不要です。

様式例

請負代金内訳書

※様式は任意

商号又は名称(株)○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

旅行番号 ○○○○○○○○○○  
工事名 国道○○号道路改善工事  
工事場所 ○○市○○町○○地内  
内訳

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備考
A 直接工事費	道路改良	道路土工	掘削工			○○○○○	
B その他の経費	共通仮設費					○○○○○	
	現場管理費					○○○○○	
	一般管理費等					○○○○○	
C 工事価格計(A+B)						○○○○○○○	
D 消費税及び地方消費税相当額						○○○○○	
E 工事費計(C+D)						○○○○○○○	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額○○○円)

請負代金内訳書には、  
工事費内訳書に  
記載が必要な項目  
+  
工事価格に占める  
法定福利費の額  
を記載してください。

- 対象となる工事は、2019年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての県発注工事です。
- 明示しなければならない法定福利費は、建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の事業主負担分が対象です。

② 2019年11月1日から ⇒ 予定価格に含まれる法定福利費概算額を公表

熊本県発注の建設工事（※）において、予定価格に含まれる法定福利費の概算額を公表しています。

（※）農林水産部及び土木部が発注するものに限りです。

	一般競争入札・指名競争入札・随意契約 （単独以外）	随意契約 （単独）
公表時期	入札公告時	落札結果公表時
公表方法	入札情報公開サービスの「入札公告等情報」において、 設計図書（特記仕様書など）の一部として掲載	入札情報公開サービスの「入札・契約情報」において、 備考欄に添付資料として掲載

<イメージ>

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	道路改良工事
予定価格（税込）	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥〇,〇〇〇,〇〇〇

単独随意契約の  
場合は公表しません

- 対象となる工事は、2019年11月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う県の農林水産部及び土木部が発注する工事です。
- 公表する法定福利費の概算額は、法定福利費のうち**事業主負担額**の概算額です。  
なお、当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（管繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当該工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、**実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。**

2 熊本県発注工事からの社会保険等未加入業者の排除に向けた取組み

公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であることを踏まえ、熊本県発注の建設工事において、**社会保険等に未加入である建設業者を下請負人とすることを禁止する取組みを段階的に実施**しています。

① 2019年4月1日から ⇒ 一次下請業者を社会保険等に加入している建設業者に限定

**受注者（元請）は、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結することはできません。**

（熊本県公共工事請負契約約款を改正し、社会保険等未加入建設業者との下請契約締結を禁止する条項を規定します）

ただし、特別の事情があると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に加入することを条件に下請契約の相手方とすることができます。

- 対象となる工事は、2019年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての県発注工事です。
- 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の3保険です。
- 下請負人としてはならない「社会保険等未加入建設業者」とは、建設業の許可を有する者で、事業所として社会保険等の加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない事業者です。各保険の適用を除外されている建設業者を下請負人とすることは問題ありません。
- 特別の事情がない場合又は指定期間内に加入の確認ができなかった場合は、契約違反として、受注者に対してペナルティ（違約金の請求（※）、指名停止措置、工事成績評定の減点）を措置します（ペナルティは、2020年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用します）。（※）受注者と当該未加入業者との下請契約の最終請負代金額の10%。

② 2020年4月1日から ⇒ 全ての下請業者を社会保険等に加入している建設業者に限定

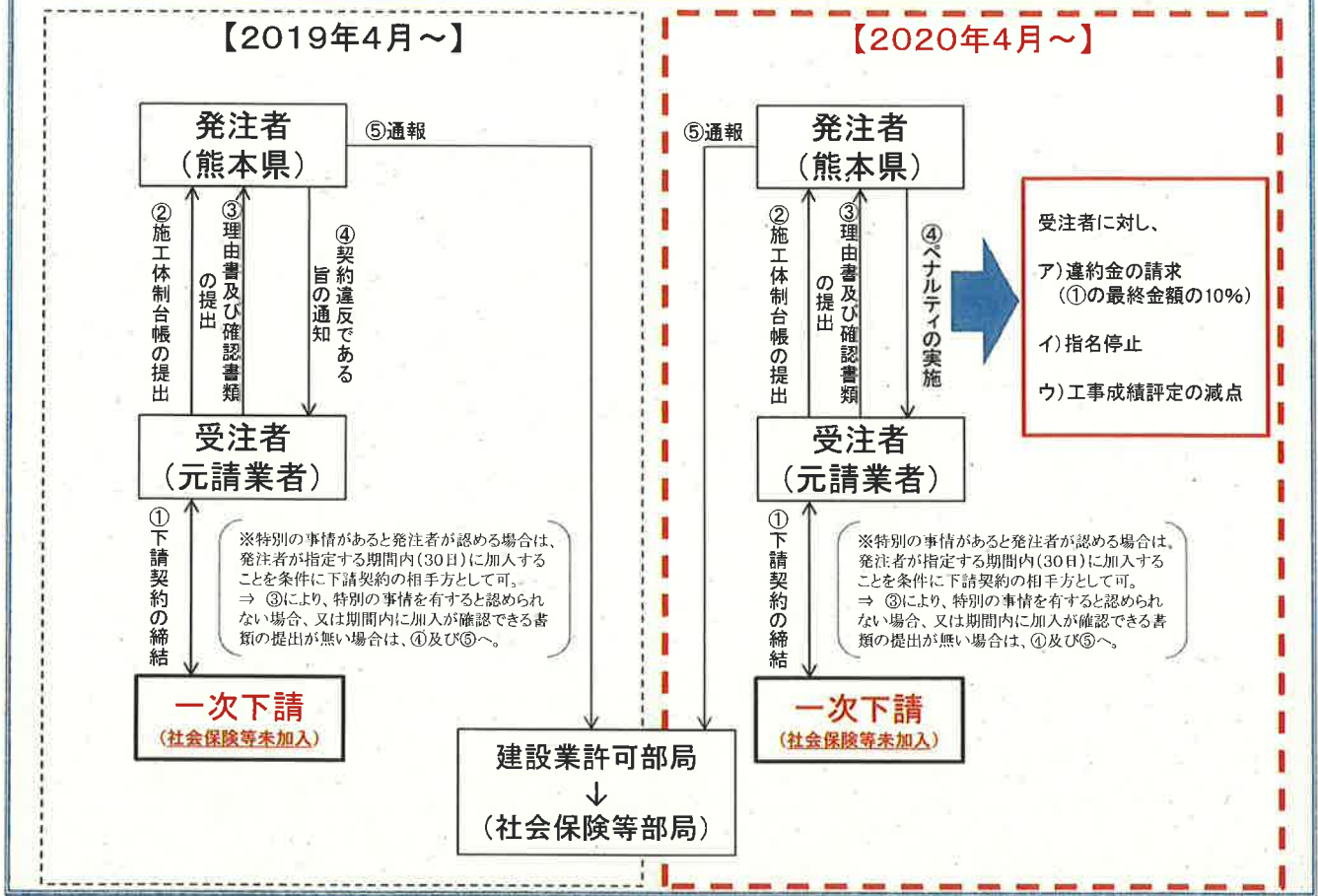
**受注者（元請）は、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下も含む）とすることはできません。**

（熊本県公共工事請負契約約款を改正し、社会保険等未加入建設業者を下請負人とするを禁止する条項を規定します）

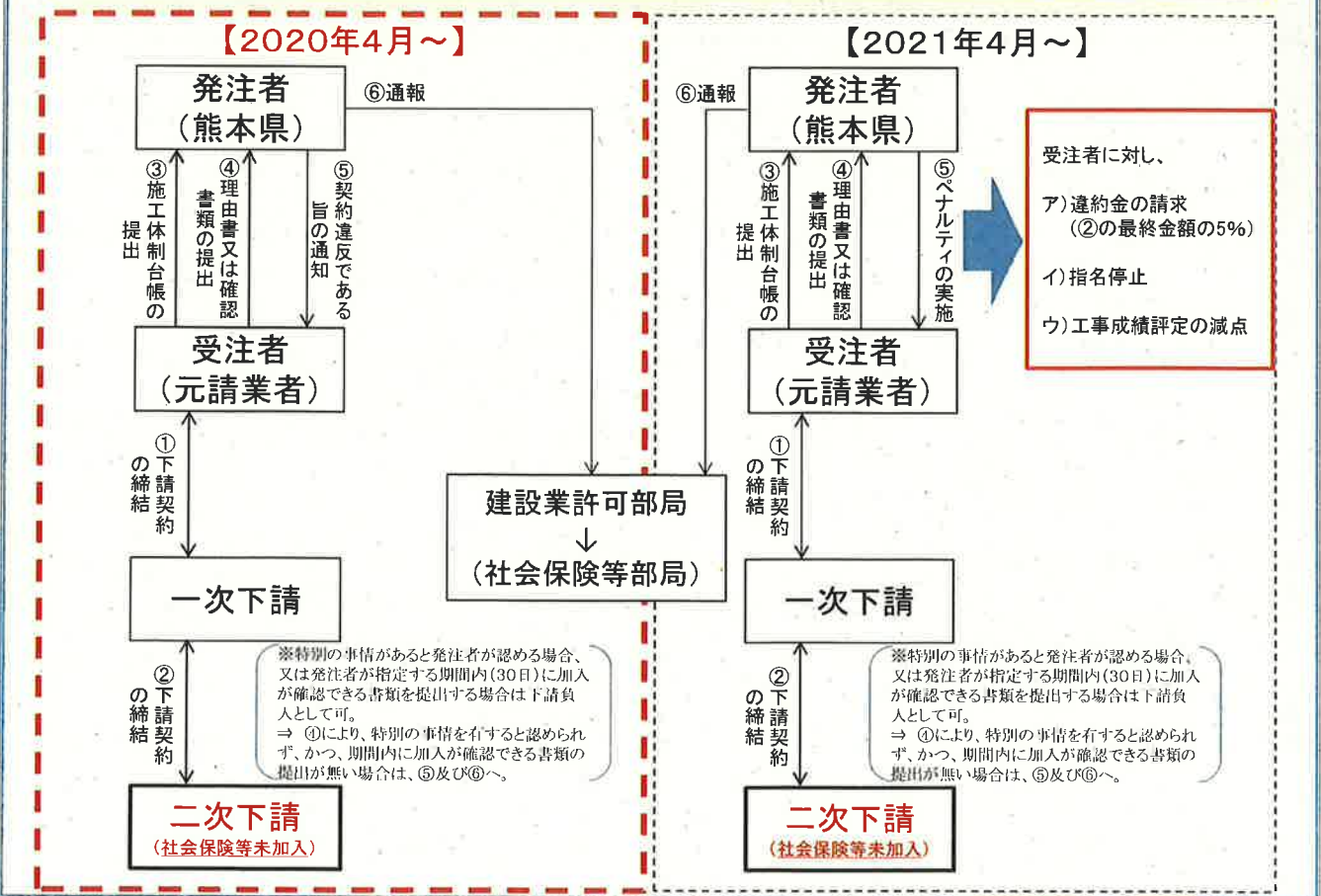
ただし、特別の事情があると発注者が認めた場合、又は発注者が指定する期間内に社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出する場合は、下請負人とすることができます。

- 対象となる工事は、2020年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての県発注工事です。
- 特別の事情がない場合、かつ、指定期間内に加入の確認ができなかった場合は、契約違反として、受注者に対してペナルティ（違約金の請求（※）、指名停止措置、工事成績評定の減点）を措置します（ペナルティは、2021年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用します）。（※）当該未加入業者とその注文者との下請契約の最終請負代金額の5%。
- その他の取扱いは、上記①と同じです。

2-① 一次下請が社会保険等に未加入である場合のイメージ図



2-② 二次以下の下請が社会保険等に未加入である場合のイメージ図



# 熊本県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について (スケジュール)

